

成 果 品 等	サイズ	提出部数	摘 要
④各種設計書等			
・ 工事費算定設計内訳書	A 4 判	各 1 部	北海道建設部営繕工事積算要領（工事起工年度）に準じた積算を行い、単価、代価等を作成すること。
・ 工事積算数量調書			
・ 複合単価作成等資料			
・ 見積書			
・ 単価策定書			
⑤各種申請資料等			
・ 建築確認申請書	A 4 判	各 3 部	正、副、消防用
・ 建築確認申請書附属書類		各 3 部	同上
・ エネルギーの合理化に関する届出書		各 2 部	正、副
・ 北海道福祉のまちづくり条例申請書		各 2 部	
・ 北海道景観条例等届出書		各 2 部	
・ 建築物環境配慮計画届出書		各 2 部	
・ 岩見沢市指導要綱による中高層建築物届出書		各 2 部	
・ 消防同意用図書	A 3 判	各 1 部	
・ 給水事前協議申請書	A 4 判	各 2 部	
・ 開発行為許可申請書	A 3 判	各 3 部	
⑥各種報告書			
・ テレビ電波障害予測調査報告書	A 4 判	各 2 部	製本
・ 地質調査結果報告書		各 3 部	
⑦各種技術資料			
・ 経済比較及び工法検討資料	A 4 判	各 1 部	
・ 構造変更に伴う技術検討書			
・ 概略工事工程表			
・ 土質標本		1 式	
⑧資料			
・ 外観図		各 1 部	PDF、JPG形式のデータ含む
・ 内観図			PDF、JPG形式のデータ含む
・ アルミパネル	A 2 判	2 個	内観図、外観図の額
・ 国庫補助（交付金）事業に係る資料	A 3 判	各 1 部	詳細に於いては担当と協議
・ 地元関係者説明資料	A 4 判	各 1 部	
・ 関係者・利用者説明資料の作成		各 1 部	
・ 施設台帳図		各 1 部	配置図、平面図等
・ 議会用図		各 1 部	簡略図面
・ 業務計画書		一式	
・ 打ち合せ記録簿		一式	各関係機関との打ち合せ協議含む
・ 月報		各 1 部	予定、実施
⑨ 電子データ			
・ 電子納品（CD-R等）		一式	全ての成果品

- (注1) : 建築（構造）、電気設備、機械設備、外構の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中に含めることもできる。製本形態は、表紙をラミネート加工としたA4判糊付製本とし、表紙、背表紙文字入れとする。
- (注2) : 電子データの提出については、電子納品による。
- (注3) : 概算工事費（工事費概算書）は平成30年3月中旬までに提出のこと。
- (注4) : サイズは、業務担当員と協議の上、変更してもよい。
- (注5) : 電子データの提出については、電子納品による。
- (注6) : 成果品には、特定の製品名、製造者名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。但し、これにより難しい場合は、予め業務担当員と協議し、承諾を得なければならない。
- (注7) : 本業務における成果品の著作権は岩見沢市に帰属するものとし、この使用については、当市が自由に行えるものとする
- (注8) : 業務完了後10年間は受託者において成果物の設計図書等の写しを保存する。但し、業務担当員が保存の必要無しとして指示した場合はこの限りでない。
- (注9) : 提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に利用することができる。
- (注10) : 申請書類関係は提出用に加えて市決裁用として別に1部準備すること。

(2) 実施設計図（実施設計図縮小版）

成 果 品 等	サイズ	提出部数			摘 要
		原図	二つ折りA4判 白焼製本	三つ折りA4判 白焼	
a 建築総合	A3判	各1部	3部	1部	※白焼の製本形態は、A3判二つ折り糊付製本とする。 ※白焼の製本形態は、表紙をラミネート加工としたA3判二つ折り糊付製本とし、建築図、設備図、外構図をそれぞれ製本とする。 ※原図はマイラー原図としA3学建（原図）ファイルに収納とする。
b 電気設備					
c 機械設備					
d 外構					

(3) 設計原図の仕様等

- a 設計原図の大きさ | ・ A1判 ○ ・ A3縮小版
- b 設計原図の材質 ※A1判トレーシングペーパー
A3判マイラー原図（A1からの縮小コピー）
- c 設計原図の収納ケース
- d 設計原図のデータ JWW形式あるいはD×F形式及びPDF形式
※JWW形式に変換時の文字化けには十分注意し正常なデータを納品のこと
- e 設計原図の様式及び設計者の捺印

確認申請書等に係る設計図書は、直接押印（印影不可）する必要があるため、次のとおり記名及び押印等を行うこと。

1 設計原図

設計者氏名・印（確認申請）欄には、受託者における確認申請書等設計図書に係る設計者の氏名及び建築士区分を記載する。

また、主任技術者等は、各々の立場による欄に押印すること。

2 確認申請書等設計図書

委託契約に係る主任技術者が、確認申請書等設計図書における設計者となる場合は、主任技術者が、設計者氏名・印（確認申請）欄に押印すること。

また、建築士事務所における管理建築士が確認申請書等設計図書における設計者となる場合は、その者が設計者氏名・印（確認申請）欄に押印すること。